

青森県果報

号外第百六号

平成十四年十二月二十日(金曜日)

目 次

条 例

青森県産業廃棄物税条例	……………	(税 務 課)	… 二
青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条 例	……………	(環 境 政 策 課)	… 二
青森県クリーニング業法施行条例	……………	(薬 務 衛 生 課)	… 一五
青森県動物の愛護及び管理に関する条例	……………	(同)	… 一六
青森県国民健康保険広域化等支援基金条例	……………	(高 齢 福 祉 保 險 課)	… 三
青森県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条 例	……………	(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局)	… 三
特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例	……………	(人 事 課)	… 四
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	… 五
青森県立保健大学条例の一部を改正する条例	……………	(健 康 福 祉 政 策 課)	… 七
青森県化学工場等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(薬 務 衛 生 課)	… 六
任期付職員の採用等に関する条例	……………	(人 事 課)	… 九
任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	… 三
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	… 三
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例 の一部を改正する条例	……………	(同)	… 四
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	… 四

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	… 七
青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例	……………	(同)	… 六
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例	……………	(公 営 企 業 局)	… 六
青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において 選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例	……………	(議 会 事 務 局 調 査 課)	… 七

条 例

青森県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第七十八号

青森県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、この条例の定めるところにより、産業廃棄物税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二 最終処分業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第四項又は第十四条の四第四項の規定による許可（同法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。

三 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場をい

う。

(納税義務者等)

第二条 産業廃棄物税は、最終処分業者への産業廃棄物（中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。）を含む。次項において同じ。）の最終処分の委託があつた場合における最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その委託をした者に課する。

2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者（中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）を含む。）が自らその産業廃棄物（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第二項に規定する工業用水で規則で定めるものを自ら工業の用に供したことに伴って生じた汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物を除く。）の最終処分を行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その最終処分を行う者に課する。

(課税標準)

第四条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の体積を前項の産業廃棄物の重量に換算するものとする。

(税率)

第五条 産業廃棄物税の税率は、産業廃棄物の重量一トンにつき千円とする。

(税額の端数計算)

第六条 産業廃棄物税の確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(徴収の方法)

第七条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第三条第一項の規定によって産業廃棄物税を課する場合における徴収につ

いては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第八条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 知事は、前項の規定によって特別徴収義務者を指定したときは、その指定した者に対し、指定書を交付しなければならない。

4 知事は、第二項の規定によって特別徴収義務者を指定したときは、その旨を当該指定に係る最終処分業者に通知しなければならない。同項の規定によって特別徴収義務者として指定された者の産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときも、同様とする。

5 第一項の特別徴収義務者及び第二項の規定によって特別徴収義務者として指定された者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、規則で定めるところにより、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量（以下「課税標準量」という。）、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十条 第八条第一項の特別徴収義務者は産業廃棄物の最終処分を業として行おうとする日前五日までに、同条第二項の規定によって特別徴収義務者として指定された者は同条第三項の指定書の交付を受けた日から五日以内に、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに特別徴収義務者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二 最終処分場の所在地

三 最終処分場の設備の概要

四 新たに産業廃棄物の最終処分を業として行う場合にあつては、その業の開始年月日

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 第一項の特別徴収義務者は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を知事に申請しなければならない。

4 第一項の特別徴収義務者は、その産業廃棄物の最終処分の業を廃止し、又はその業が廃止された場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、第一項の規定による登録の申請を受理した場合に、その申請をした者に対し、最終処分場ごとに、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

6 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

7 第五項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

8 第五項の証票の交付を受けた者は、産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

9 第五項の証票の交付を受けた者は、当該交付を受けた証票が、き損し、磨滅し、又は亡失した場合には、証票の再交付の申請を知事にしな

なければならない。この場合において、き損し、又は磨滅したことによって証票の再交付の申請をするときは、当該き損し、又は磨滅した証票を添付しなければならない。

(申告納付の手続)

第十一条 第七条ただし書の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（以下「納税者」という。）は、毎月末日までに、規則で定めるところにより、前月の初日から末日までの間における産業廃棄物税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(最終処分場の設置の届出)

第十二条 最終処分場を設置しようとする者（最終処分業者を除く。）は、当該最終処分場の使用を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 最終処分場を設置しようとする者の住所及び氏名又は名称並びに最終処分場を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二 最終処分場の所在地

三 最終処分場の設備の概要

四 最終処分場の使用開始年月日

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の届出をした者は、届出をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(徴収猶予)

第十三条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。

2 法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

3 第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十四条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、

前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

3 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項に規定する措置を採るかどつかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者及び納税者の帳簿の保存義務)

第十五条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、その最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量及び税額その他知事が必要と認める事項を整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

2 産業廃棄物税の納税者は、その最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量その他知事が必要と認める事項を整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

3 産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、前二項の規定により保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、法第七百四十八条第一項の地方税関係帳簿の例により、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもつて当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

4 前項の承認については、法第七百四十八条第一項の地方税関係帳簿の承認に係る法第七百五十条第一項及び第三項から第六項まで、第七百五十一条並びに第七百五十三条の規定の例による。

(不足金額及びその延滞金の納入又は納付)

第十六条 法第七百三十三条の十六第四項の規定によつて通知を受けた産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、納入し、又は納付すべき不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。次項において同じ。)を知事の指定する納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に法第七百三十三条の十七第二項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

(納期限後に申告納入し、又は納付する産業廃棄物税に係る延滞金の納入又は納付)

第十七条 産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、第九条又は第十一条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後にその納入金を納入し、又はその税金(同条第二項の規定による修正により増加した税額を含む。)を納付する場合には、その納入金額又は税額に、法第七百三十三条の二十第一項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納入又は納付)

第十八条 法第七百三十三条の十八第五項又は法第七百三十三条の十九第四項の規定によつて通知を受けた産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

(賦課徴収)

第十九条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)

の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第二項中「三 入猟税」とあるのは

「三 入猟税

四 産業廃棄物税」

と、同条例第十二条第二項第三

号中「納入地」とあるのは「納入地」、産業廃棄物税に係るものについては申告納入すべき日における事務所又は事業所のうち主たるものの所在地」とする。

(使途)

第二十条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(施行事項)

第二十一条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

2 第八条第二項から第四項までの規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定、指定書の交付及び指定の通知並びに第十条第一項及び第五項の規定による特別徴収義務者の登録及び証票の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に最終処分業者である者に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「産業廃棄物の最終処分を業として行おうとする日前五日まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

4 この条例の施行の際現に最終処分場を使用している者（最終処分業者を除く。）は、施行日から十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 最終処分場を使用している者の住所及び氏名又は名称並びに最終処分場を使用している者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二 最終処分場の所在地

三 最終処分場の設備の概要

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

5 前項の届出をした者は、第十二条第一項の届出をした者とみなす。

6 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第七十九号

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県外産業廃棄物の県内での処分のための搬入に係る事前協議制度を設けること等により、県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県外産業廃棄物 県外に所在する事業場において生じた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」といふ。）（第二条第四項に規定する産業廃棄物をいふ。）

二 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項又は第四項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいふ。

三 特別管理産業廃棄物処理業者 法第十四条の四第一項又は第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいふ。

（事前協議）

第三条 事業者は、その県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量及び搬入期間その他規則で定める事項について、その事業場ごとに、知事に協議しなければならない。

（協議内容の審査結果の通知等）

第四条 知事は、前条の規定による協議があつたときは、生活環境の保全上の見地から審査し、その結果を協議のあつた日の翌日から起算して六十日以内に事業者に通知しなければならない。

2 知事は、生活環境の保全上支障があると認めるときは、事業者に対し、書面により、搬入しようとする県外産業廃棄物の量又は搬入期間の変更その他生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、第一項の規定による通知又は前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を県外産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町村並びに事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分のための搬入を行おうとする産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者及び事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとする産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に通知しなければならない。

（協議内容の変更）

第五条 前条第一項の規定による通知を受けた事業者は、当該通知に係る協議の内容の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、当該協議に係る県外産業廃棄物の量の減少又は搬入期間の短縮その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の協議について準用する。

(報告)

第六条 第四条第一項の規定による通知を受けた事業者は、規則で定めるところにより、その県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の責務)

第七条 産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うときは、当該県外産業廃棄物の搬入について、第四条第一項又は第三項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知により、第三条の規定による協議が行われていることを確認しなければならない。

(立入検査等)

第八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を搬入する事業者に対し、当該県外産業廃棄物の性状その他必要な事項に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該県外産業廃棄物の排出状況等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第九条 知事は、第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表することができる。

一 第三条又は第五条第一項の規定により協議しなければならない者が協議しないで県外産業廃棄物を搬入したとき。

二 第六条の規定により報告しなければならない者が報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第七条の規定により確認しなければならない者が確認しないで県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行ったとき。

四 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は検査若しくは質問についての協力の要請を受けた者が正当な理由がなく当該要求又は要請に応じないとき。

五 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は質問についての協力の要請を受けた者が当該要求又は要請に対して、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の答弁をし、又は関係者に虚偽の答弁をさせたとき。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

（協定の締結）

第十条 知事は、第三条の規定による協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができる。

（協議等の状況の公表）

第十一条 知事は、規則で定めるところにより、第三条及び第五条第一項の規定による協議、第六条の規定による報告並びに前条に規定する協定の締

結の状況を公表しなければならない。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行し、同年四月一日以後の県外産業廃棄物の搬入について適用する。

青森県クリーニング業法施行条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十号

青森県クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき措置)

第二条 法第三条第三項第六号に規定する条例で定める営業者がクリーニング所において講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 作業場は、居間、炊事場等と併用しないこと。
- 二 作業場は、照明及び換気を十分にすること。

三 作業場、洗濯物の格納設備、容器、作業台等は、月二回以上消毒すること。

四 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第一条に規定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所にあつては、洗濯前の指定洗濯物を取り扱った容器は、その都度消毒し、並びに洗濯前の指定洗濯物を取り扱う格納設備及び容器にはその旨を表示すること。

（委任）

第三条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十一号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 動物の愛護及び適正な飼養に関する措置

第一節 啓発等（第五条・第六条）

第二節 飼い主の遵守事項（第七条・第八条）

第三章 特定動物の飼養又は保管に関する措置（第九条 第十八条）

第四章 犬による危害の防止に関する措置（第十九条 第二十三条）

第五章 勧告及び命令（第二十四条）

第六章 雑則（第二十五条 第二十九条）

第七章 罰則（第三十条 第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する県及び県民の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する措置について必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 飼い主 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限る。）の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合にあっては、その者をいう）。

二 飼い犬 現に飼養され、又は保管されている犬をいう。

三 係留 飼い犬を、固定した施設若しくは物件に鎖、綱等でつなぎ、又はおり、さくその他の囲いに入れ、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのないようにすることをいう。

四 特定動物 ライオン、くま、わにその他の動物で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、人と動物が共生する社会づくりを推進するための動物の愛護及び管理に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、動物が命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び適正な取扱いに努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 動物の愛護及び適正な飼養に関する措置

第一節 啓発等

(啓発)

第五条 県は、県民の動物の愛護及び適正な取扱いについての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、飼い主に対し、動物の生態、習性及び生理並びに動物に起因する感染性の疾病についての正しい知識等動物の適正な飼養及び保管に関する必要な情報の提供を行うものとする。

(治療、譲渡等)

第六条 県は、その收容する犬、ねこ等の動物について、疾病にかかり、又は負傷している場合における治療、適正に飼養することができると認められる者への譲渡その他の飼養の継続のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 飼い主の遵守事項

(飼い主の遵守事項)

第七条 飼い主（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第九条第一項に規定する動物取扱業者を除く。以下この節において同じ。）は、その飼養し、又は保管する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正な管理が可能な範囲内の数とすること。
- 二 種類、発育状況等に応じて適正に給餌^じ及び給水を行うこと。
- 三 ふんその他の汚物、毛、羽毛等を適正に処理すること。
- 四 動物に対するワクチンの接種その他の動物に起因する感染性の疾病の予防に関し必要な措置を講ずること。
- 五 飼養し、又は保管するための施設は、種類、習性等を考慮したものとし、これを適正に維持管理すること。
- 六 飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること。
- 七 逸走した場合には、自ら搜索し、捕獲すること。
- 八 災害の発生により避難する場合には、安全を確保すること。
- 九 哺乳類^ほに属する動物を離乳前に譲渡しないこと。
- 十 死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。

2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができる

と認められる者に譲渡するよう努めなければならない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれを適正に飼養することが困難となるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(犬に係る飼い主の遵守事項)

第八条 飼い主は、その飼い犬について、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼い主の制止に従うようしつけを行うこと。
- 二 みだりにほえさせないこと。
- 三 種類、発育状況、健康状態等に応じて適正に運動させること。

第三章 特定動物の飼養又は保管に関する措置

(飼養又は保管の許可)

第九条 特定動物を飼養し、又は保管しようとする者は、規則で定める特定動物の区分に応じて、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下「飼養等施設」という。）（ことに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体がその設置する施設において特定動物を飼養し、又は保管する場合
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は知事が認める試験研究機関において教育又は学術研究のために特定動物を飼養し、又は保管する場合

三 獣医師がその獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設において診療のために特定動物を保管する場合

四 特定動物を輸送する者が県内における滞在期間が二日間を超えない範囲内でその輸送用の施設において特定動物を保管する場合

五 その他規則で定める場合

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定動物の飼養又は保管の目的

三 特定動物の区分

四 特定動物の種類及び数

五 飼養等施設の所在地

六 飼養等施設の規模及び構造

七 主として特定動物の飼養又は保管の作業に従事する者の氏名及び住所

八 その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、飼養等施設の付近の見取図、飼養等施設の規模及び構造を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による許可には、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な限度において、期限その他条件を付することができる。

5 知事は、第一項の規定による許可を受けようとする者が特定動物を適正に飼養し、又は保管することができ、かつ、飼養等施設が規則で定める基準に適合するものであると認めるときでなければ、同項の規定による許可をしてはならない。

(変更の許可)

第十条 前条第一項の規定による許可を受けた者（以下「許可飼養者」という。）は、当該許可に係る同条第二項第四号又は第六号に掲げる事項を変

更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、特定動物の種類又は数の減少その他の規則で定める変更を行おうとするときは、この限りでない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(変更の届出等)

第十一条 許可飼養者は、当該許可に係る第九条第二項第一号、第二号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があったとき（規則で定める場合を除く。）、又は前条第一項ただし書に規定する変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 許可飼養者は、当該許可に係る特定動物の飼養若しくは保管を廃止したとき、又は特定動物の飼養若しくは保管を休止し、若しくは休止した特定動物の飼養若しくは保管を再開したときは、その廃止し、又は休止し、若しくは再開した日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第十二条 許可飼養者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る飼養等施設ごとに、公衆の見やすい場所に、特定動物を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示しなければならない。

(飼養等施設内飼養)

第十三条 許可飼養者は、当該許可に係る特定動物を飼養等施設の外へ出してはならない。ただし、疾病の治療のために一時的に当該飼養等施設の外へ出す場合その他規則で定める場合において、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(許可飼養者の遵守事項)

第十四条 許可飼養者は、当該許可に係る特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 当該許可に係る飼養等施設を第九条第五項の基準に適合させるよう維持すること。
- 二 施設の確認その他の逸走の防止のための適正な管理を行うこと。
- 三 逸走した場合及び災害の発生により避難する場合の措置をあらかじめ定めておくこと。
- 四 逸走した場合に捕獲するための機材を常備し、常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(許可の取消し)

第十五条 知事は、許可飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により第九条第一項又は第十条第一項の規定による許可を受けたとき。
- 二 第九条第四項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第十条第一項の規定に違反して特定動物の種類若しくは数又は飼養等施設の規模若しくは構造を変更したとき。
- 四 第十三条の規定に違反したとき。
- 五 第二十四条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第二十四条第五項の規定による命令（特定動物に係るものに限る。）に違反したとき。

(許可を要しない者に係る届出)

第十六条 第九条第一項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することにより同項の規定による許可を要しない者は、特定動物を飼養し、又は保管しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があるときも、同様とする。

(緊急時の措置)

第十七条 特定動物を飼養し、又は保管している者は、その特定動物が飼養等施設から逸走したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、周辺住民に対する周知、当該特定動物の捕獲その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 特定動物を飼養し、又は保管している者は、災害が発生したときは、その特定動物の逸走の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(加害届)

第十八条 特定動物を飼養し、又は保管している者は、その特定動物が人の生命又は身体に対し害を加えたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

第四章 犬による危害の防止に関する措置

(係留義務)

第十九条 飼い主は、その飼い犬について、常に係留をしておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない状態で訓練し、又は運動させるとき。

二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない状態で、展覧会、競技会又はサーカス等において展示し、又は競技若しくは曲技させるために、使用するとき。

三 警察犬、盲導犬その他これに類するものとして知事が認める用途に供される犬をその用途に従い使用するとき。

四 その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(加害等の届出)

第二十条 飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬にかまれた者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(野犬等の捕獲及び抑留)

第二十一条 知事は、野犬（飼い犬以外の犬をいう。）及び第十九条の規定に違反して係留をされていない飼い犬（以下「野犬等」という。）をその指定する職員（以下「指定職員」という。）に捕獲して抑留させることができる。

2 指定職員は、捕獲しようとして追跡中の野犬等が他人の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 何人も、正当な理由がない限り、前項の立入りを拒んではならない。

4 知事は、第一項の規定により野犬等を抑留したときは、その所有者又は管理者の知れているものについてはその者にこれを引き取るべき旨を通知し、その所有者及び管理者の知れていないものについては、規則で定めるところにより、これを抑留している旨を二日間公示しなければならない。

5 飼い犬の所有者又は管理者は、第一項の規定により抑留された当該飼い犬の返還を求めるときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

6 第四項の規定による通知を受け取った後又は同項の公示期間満了の後一日以内にその所有者又は管理者が野犬等を引き取らないときは、知事は、指定職員にこれを処分させることができる。ただし、やむを得ない理由によりその期間内に引き取ることができない所有者又は管理者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分させることができない。

(野犬等の薬殺)

第二十二条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを緊急に防止する必要がある場合において、前条第一項の規定による捕獲及び抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、関係市町村の意見を聴いて区域及び期間を定めた上、野犬等を指定職員に薬殺させ

ることができる。この場合において、知事は、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、野犬等を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 指定職員は、第一項の規定による薬殺をするためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地に立ち入ることができる。ただし、その土地の看守者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

4 前条第三項の規定は、前項の規定による土地への立入りについて準用する。

(証明書の携帯等)

第二十三条 第二十一条第一項若しくは第二項の規定により捕獲及び抑留をし、若しくは立入りをし、又は前条第一項若しくは第三項の規定により薬殺をし、若しくは立入りをする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五章 勧告及び命令

第二十四条 知事は、飼い主が第七条第一項又は第八条の規定に違反しているとき、当該飼い主に対し、書面により、その飼養し、又は保管する動物の健康及び安全を保持するため又は当該動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、許可飼養者が第十二条又は第十四条第二号から第四号までの規定に違反しているとき、当該許可飼養者に対し、書面により、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、許可飼養者が第十四条第一号の規定に違反しているとき、当該許可飼養者に対し、書面により、当該許可に係る飼養等施設について必要な改善を行うよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、人の生命、身体若しくは財産に害を加えた動物又はこれらに害を加える性癖のある犬については、その飼い主に対し、これらに害を加えることを防止するため必要な限度において、当該動物に口輪をかける等の措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 雑則

(立入調査等)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、その動物の飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、動物を飼養し、若しくは保管している施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養若しくは保管の状況若しくは動物を飼養し、若しくは保管している施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護監視員)

第二十六条 動物の愛護及び管理に関する法律第十三条第一項の規定による立入検査及び前条第一項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

(手数料等)

第二十七条 第九条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者は、一万五千円の特定動物飼養等許可申請手数料を納入しなければならない。

2 第十条第一項の規定による特定動物の種類若しくは数又は飼養等施設の規模若しくは構造の変更の許可を受けようとする者は、一万円の特定動物飼養等変更許可申請手数料を納入しなければならない。

3 第二十一条第一項の規定により抑留された飼い犬の返還を求める者は、次に掲げる手数料及び費用を納入しなければならない。

一 抑留された飼い犬の返還手数料

一頭につき 四千二百円

二 抑留された飼い犬の飼養管理に要する費用

一日一頭につき 八百円

4 第一項及び第二項の手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(経過措置)

第二十八条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(施行事項)

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して、特定動物を飼養し、又は保管した者

二 第十条第一項の規定に違反して特定動物の種類若しくは数又は飼養等施設の規模若しくは構造を変更した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反した者

二 第二十四条第四項の規定による命令に違反した者

三 第二十四条第五項の規定による命令（特定動物に係るものに限る。）に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による通報をしなかった者

二 第十九条の規定に違反して飼犬の係留をしなかった者

三 第二十四条第五項の規定による命令（特定動物に係るものを除く。）に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一条、第十八条又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報

告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十条から前条までの違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、第一条から第七条まで、第八条（第二号を除く。）、第二十四条第一項、第二十五条、

第二十六条及び第二十九条の規定は、同年四月一日から施行する。

(青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例の廃止)

2 青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例(昭和四十年十二月青森県条例第六十二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に特定動物を飼養し、又は保管している者(第九条第一項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による許可を要しない者を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間(当該期間内に同項の規定による許可を受けたときは、当該許可を受けた日までの間)は、同項の規定による許可を受けなくても、引き続き当該特定動物を飼養し、又は保管することができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 この条例の施行の際現に特定動物を飼養し、又は保管している者(第九条第一項各号(第三号を除く。))のいずれかに該当することにより同項の規定による許可を要しない者に限る。)は、施行日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、第十六条の規定による届出をした者とみなす。

6 施行日前にした附則第二項の規定による廃止前の青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

8 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十七中「青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例(昭和四十年十二月青森県条例第六十二号)」を「青森県動物の愛

護及び管理に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十一号)」に改める。

青森県国民健康保険広域化等支援基金条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木村守男

青森県条例第八十二号

青森県国民健康保険広域化等支援基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に要する経費の財源に充てるため、青森県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 市町村の合併等による国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町村及び市町村の組合に対し、資金を貸し付け、又は交付金を交付する事業
- 二 国民健康保険事業の財源が不足すると見込まれる市町村及び市町村の組合に対し、資金を貸し付ける事業

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木村守男

青森県条例第八十三号

青森県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十二条の二の規定に基づき、県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙公報の発行）

第二条 青森県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、県議会議員の選挙において、県議会議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならない。

（掲載文の申請）

第三条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名譽を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

（選挙公報の発行手続）

第四条 委員会は、前条第一項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第一項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（選挙公報の配布）

第五条 選挙公報は、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日まで

に配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

い。
(選挙公報の発行の中止)

第六条 公職選挙法第百条第四項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手續は、中止する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十四号

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「定額」の下に「（同一県内旅行の場合には、その二分の一に相当する額）」を加える。

附則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木村守男

青森県条例第八十五号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 前条の規定にかかわらず、同一県内旅行（出発地及びすべての目的地が同一都道府県内にある旅行をいう。以下同じ。）の場合におけ

る日当の額は、公用車及び公用船を利用しない場合には別表第一の定額の二分の一に相当する額により、公用車又は公用船を利用する場合には三百円とする。

2 鉄道百キロメートル未満の同一県内旅行、公用船を利用しない水路五十キロメートル未満の同一県内旅行又は公用車を利用しない陸路二十五キロメートル未満の同一県内旅行における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前項の規定にかかわらず、別表第一の定額の四分の一に相当する額による。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

3 公用車又は公用船を利用する陸路又は水路百キロメートル未満の同一県内旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、第一項の規定にかかわらず、日当は、支給しない。

第二十二条中「日当定額」の下に「(同一県内旅行の場合には、その二分の一に相当する額)」を加える。

第二十五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「支給する」を「支給する」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 公用車及び公用船を利用しない旅行が、行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上の場合には、別表第一の日当定額の四分の一に相当する額

第二十五条第三号中「第二十六条第一項第二号又は第三号」を「次条第一項第三号」に、「当該各号」を「同号」に改め、「鉄道賃、船賃、車賃又は」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要し、その実費額が第一号に規定する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

第二十六条第一項中「支給しない。但し、左の各号の一」を「支給しない。ただし、次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「除く外」を「除き」に、「要する場合で」を「要し」に、「をこえる場合には、そのこえる」を「(同一県内旅行の場合には、当該同一県内旅行について支給さ

れる日当額)を超える場合には、その超える」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例第十八条の二、第二十二條、第二十五條及び第二十六條第一項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十六号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例(平成十年十二月青森県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(大学院及び研究科)

第三条 大学に大学院を置く。

2 大学院に、規則で定めるところにより、健康科学研究科を置く。

別表第一中「第四条」を「第五条」に、

学	生	一七、〇〇〇円
---	---	---------

を

学		生	
県内者以外の者	県内者	三三八、四〇〇円	二二五、六〇〇円

を

学	生	年額 四九六、八〇〇円
---	---	-------------

を

学	部	学	生	一七、〇〇〇円	
大	学	院	学	生	三〇、〇〇〇円

に

大学院学生		学部学生		
県内者以外の者	県内者	県内者以外の者	県内者	
三三八、四〇〇円	二二五、六〇〇円	三三八、四〇〇円	二二五、六〇〇円	

に

学	部	学	生	年額 四九六、八〇〇円	
大	学	院	学	生	年額 四九六、八〇〇円

に改める。

別表第二中「第五条」を「第六条」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県化製場等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県条例第八十七号

青森県化製場等に関する条例の一部を改正する条例

青森県化製場等に関する条例（昭和五十九年六月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（死亡獣畜取扱場の管理者が講ずべき措置）

第六条の二 法第五条第四号の規定による条例で定める死亡獣畜取扱場の管理者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 死亡獣畜は、速やかに処理すること。
- 二 死亡獣畜を埋却するときは、死亡獣畜に生石灰を散布し、その上を二メートル以上の土で覆うこと。

第七条第二項中「前条第一項」を「第六条第一項」に、「前条第二項」を「第六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

任期付職員を採用等に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十八号

任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第三条 任命権者は、法第五条第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第四条 法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
1	409,000 ^円
2	462,000
3	520,000
4	592,000
5	676,000
6	790,000
7	923,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。)(又は同法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることができる。)

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第五条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第三条、第四条、第七条から第九条まで、第九条の五、第十九条の四及び第十九条の六から第十九条の八までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第九条の三、第十六条の二第一項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第二条第一項中「期末特別手当」とあるのは「期末特別手当、任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第九条の三中「職員」とあるのは「職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十六条の二第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次項及び第十九条の十一第二項において同じ。）」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

(施行事項)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行により新たに採用されることとなる職員については、法第三条第一項又は第二項の規定による職員の採用のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行前においても行うことができる。

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十九号

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	414,000 円
2	489,000
3	568,000
4	661,000
5	771,000
6	880,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	340,000 ^円
2	380,000
3	411,000

第五条第四項中「相当する額」の下に「（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。）又は同法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額」を加え、ただし書を削る。

第六条第二項中「及び第十六条の二第一項」を「第十六条の二第一項及び第十九条第二項」に、「勤勉手当」を「期末特別手当」に、「第十九条の十第二項」を「第十九条の十一第二項」に改め、「同じ。」と「」の下に「給与条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

附 則

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年十二月青森県条例第九十二号）第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下この項において「改正後の給与条例」という。）（第十

九条第二項及び第四項から第六項まで又は第二十一条第一項、第二項、第五項若しくは第七項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される

期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日（期末手当について改正後の給与条例第十九条第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日からこの条例の施行の日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及びその額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の任期付研究員の採用等に関する条例の規定による給料月額により算定した場合の給料等の額の合計額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第九十号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、職員の給与に関する条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百

八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額」とする。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木村守男

青森県条例第九十一号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項の手当」を「第一項の退職手当」に、「期末手当の額は給料月額及びその給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額にその支給割合を乗じて得た額とし、退職手当の額は、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の寒冷地手当及び期末手当の支給については、一般職員の例による。ただし、職員の給与に関する条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で教育委員会が知事と協議して定める

割合を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第九十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万八千八百円」に改める。

第八条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十九条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
32			320,300									
再任 職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二（第三条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以 外 の 職 員		円 —	円 —	円 —	円 233,000	円 269,900	円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700
	1	157,500	172,900	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800
	2	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	3	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	4	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	5	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	6	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	7	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	8	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	9	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	10	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	11	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	12	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	13	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	14	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
	15	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	16	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
	17	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	18	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	19	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	20	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	21	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100			
	22	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	23	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	24	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	25	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
	26	332,600	354,900	392,800	422,600						
	27	337,500	360,300	398,600	425,800						
	28	341,100	365,100	402,200	428,600						
	29	344,800	369,500	405,200	431,500						
	30	348,600	374,000	408,100							
	31	352,400	376,600	411,100							
	32	354,800	379,200	414,300							
	33		381,700	417,100							
	34		384,300	419,900							
	35		386,900								
36											
再任 職員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

別表第三（第三条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	252,400	304,000	332,000
	2	162,200	215,300	261,400	317,600	343,400
	3	171,500	224,000	271,000	330,600	354,700
	4	181,100	232,700	281,200	341,700	366,000
	5	190,800	240,600	294,800	352,900	377,300
	6	201,100	248,500	308,300	364,200	388,200
	7	211,700	256,100	321,100	375,400	402,200
	8	218,400	263,400	329,600	386,300	415,900
	9	224,600	271,100	338,100	397,100	429,200
	10	229,300	278,300	346,500	407,800	438,500
	11	233,000	285,400	354,400	418,400	447,400
	12	237,000	291,600	362,000	426,900	455,700
	13	240,800	297,300	369,300	433,800	463,800
	14	244,700	303,000	376,400	440,700	470,400
	15	247,900	307,600	383,200	447,400	475,400
	16	251,100	312,100	389,600	451,700	479,400
	17	254,300	316,400	395,500	454,800	483,300
	18	257,400	319,400	398,500	458,200	487,100
	19	259,300	322,400	401,400	461,600	490,900
	20			404,100	464,900	494,600
	21			407,000	468,400	498,200
	22			409,700	471,900	501,800
	23			412,600	475,200	505,600
	24			415,500	478,600	
	25			418,500	482,200	
	26			421,600		
27			424,600			
再任 用職 員		221,600	252,600	292,300	344,700	371,100

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第三条関係）

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 —	円 —	円 314,600	円 409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任用職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職 の 号	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給	給 料 月 額	給	給 料 月 額	給	給 料 月 額	給	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1		円 —		円 —		円 273,000		円 404,800
	2		148,100		163,700		286,700		413,700
	3		154,400		172,000		300,700		422,200
	4		161,600		181,100		314,600		430,700
	5		169,500		192,000		328,200		439,000
	6		178,600		199,100		341,500		446,800
	7		188,600		206,300		351,800		454,500
	8		195,400		214,000		362,000		461,800
	9		202,200		222,100		372,400		468,800
	10		209,000		233,300		381,200		475,600
	11		215,900		245,100		389,700		482,600
	12		223,000		257,000		397,800		489,800
	13		230,500		269,600		405,900		496,300
	14		237,900		282,500		413,500		501,500
	15		245,000		295,800		421,000		505,500
	16		252,100		309,500		428,300		
	17		258,700		323,100		435,100		
	18		265,200		335,800		441,700		
	19		271,700		345,800		448,300		
	20		277,600		355,700		454,200		
	21		282,900		365,700		459,600		
	22		287,900		374,200		464,300		
	23		292,600		382,400		468,500		
	24		296,800		390,100		472,300		
	25		300,200		397,000		475,400		
	26		303,500		403,400		478,300		
	27		306,900		409,100				
	28		309,300		414,400				
	29		311,100		419,300				
	30		312,900		424,100				
	31		314,600		428,800				
	32		316,400		432,900				
	33		318,200		437,100				
	34				441,000				
	35				444,600				
	36				447,100				
再任 用職 員			229,100		283,400		351,000		425,800

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
再任 職員 以 外の 職員	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任 職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学に勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第三条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務級の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 257,900	円 300,000	円 344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任用職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六（第三条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職の 務級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 299,100	円 350,800	円 430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
	24		519,900	576,600	
再任職員		297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、病院、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
30			371,400					
再任 職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、保健所、診療所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務級の号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
41	323,100							
再任用職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、保健所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七（第三条関係）

指 定 職 給 料 表

号 給	給 料 月 額
	円
1	580,000
2	644,000
3	713,000
4	793,000
5	854,000
6	917,000
7	1,003,000
8	1,082,000
9	1,160,000

備考 この表は、大学の学長その他の職にある職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「勤勉手当」の下に「期末特別手当」を加える。

第十九条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「得た額」を「得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十九条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額）」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

第十九条第三項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改め、「百分の九十」の下に」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十」を加える。

第十九条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の六十、十二月に支給する場合には百分の五十五」を「百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）」に改める。

第十九条の十第一項中「第十六条まで」の下に「第十九条」を加え、同条を第十九条の十一とし、第十九条の五から第十九条の九までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の四の次に次の一条を加える。

（期末特別手当）

第十九条の五 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの（第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額

(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ任命権者が人事委員会規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の九十五」とする。

4 第二項の任命権者が人事委員会規則の定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額(人事委員会規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

7 第十九条の二及び第十九条の三の規定は、第一項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の二中「前

条第一項」とあるのは「第十九条の五第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の五第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第二十一条第二項中「除く外」を「除き」に、「及び期末手当」を「期末手当及び期末特別手当」に改め、同条第五項及び第六項中「期末手当」の下に「又は期末特別手当」を加え、同条第七項及び第八項中「及び期末手当」を「期末手当及び期末特別手当」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第七項及び第九項から第十二項までの規定は、同年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の見直し等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年十二月青森県条例第七十一号）附則第四項及び第五項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十九条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十一条第一項、第二項、第五項若しくは第七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日（期末手当について改正後の条例第十九条第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額

の合計額

二 継続在職期間について、改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあつては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）並びに初任給調整手当及び扶養手当の額により、並びに職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年十二月青森県条例第九十三号）による改正前の職員の給与の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）第二条及び第三条の規定により算定した場合の給料等の額の合計額

6 平成十四年四月一日から基準日までの間において青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者（以下この項において「企業職員等」という。）であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ企業職員等との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を加えるものとする。

（平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）

7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条第二項及び第十九条の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同条例第十九条第二項第一号及び第十九条の五第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同条例第十九条第二項第二号及び第十九条の五第二項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同条例第十九条第二項第三号及び第十九条の五第二項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同条例第十九条第二項第四号及び第十九条の五第二項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

9 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員の給与に関する条例第十九条の五第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

10 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び期末特別手当に関する前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

11 次に掲げる条例の規定中「及び期末手当」を「期末手当及び期末特別手当」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項

二 公益法人等への職員の派遣等に関する条例第四条

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

12 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十九条の六、第十九条の七」を「第十九条の七、第十九条の八」に改める。

職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県条例第九十三号

青森県知事 木村守男

職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十五年三月三十一日」を「同年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木村守男

青森県条例第九十四号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百

七十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

附 則

- 1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第一条の規定による改正後の青森県議会議員の期末手当支給条例第二条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「勤勉手当」の下に「特定任期付職員業績手当」を加える。

第十四条の二中「にある職員」の下に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を加える。

第十五条中「三月」を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

（特定任期付職員業績手当）

第十六条の二 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第二十一条の見出し中「再任用職員」を「特定の職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四条から第六条の二まで、第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第九十六号

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条第三項」を「第九十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭